

## 著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する調査研究 業務仕様書

### 1. 事業の趣旨・背景

昨今、デジタル・ネットワーク技術の進展によって、新たなイノベーションへの柔軟な対応等に資する観点から、我が国の著作権法における権利制限規定について、適切な柔軟性を確保することが求められており、その旨は政府全体の方針においても明らかにされている<sup>\*1</sup>。柔軟性のある権利制限規定について、現時点においては具体的な制度設計を特定されているわけではないが、これまでの議論においては、米国のフェアユースの法理に代表される総合考慮型の一般的・包括的な権利制限や、目的を一定範囲に限定したもの、あるいは権利者に与える不利益の度合の観点から一定範囲に限定した規定など、様々なものが検討の対象として挙げられてきた<sup>\*2</sup>。

デジタル・ネットワーク時代の権利制限規定の在り方については、文化庁において、平成27年7月に文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の下に「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」を設置し、これまで、著作物等の利用に係るニーズを把握した上で、権利制限規定の見直しにより対応することの可否等について検討を進めてきたところである。今後、こうした検討をさらに進めるとともに、具体的な法制度の在り方についても検討を行うこととしている<sup>\*3</sup>。

法制度の在り方を検討するに当たっては、当該制度が現在我が国の社会に存在する課題の実際的な解決につながり、かつ、社会厚生全体の増大を導くものでなければならぬ。そのためには、具体的又は抽象的な立法事実を基に、著作権法理論を踏まえた的確な制度設計の選択肢を立案する必要があることはもとより、著作権法における権利制限規定において「柔軟性」を高めることの持つ意味を明らかにした上で、「柔軟性」の高め方に応じて、理論上又は實際上、我が国における著作物の創作、流通、利用のサイクルを巡って、各ステークホルダー（創作者、流通を担う者、利用者）にどのような効果や影響が生じるのかということについても総合的な考察を行うことが求められる。このような考察を十分なものとするためには、著作権法理論を踏まえた検討のみならず、我が国における法規範の形成の在り方の観点、著作物の創作、流通、利用のサイクルに関わる社会・経済的な観点を含め、多面的かつ専門的な検討が求められる。

以上に述べたとおり、本調査研究では、政府における新たな時代にふさわしい著作権法の権利制限規定の柔軟性の在り方の検討に資するため、我が国の著作権法体系におけ

---

\*1 「知的財産推進計画2016」（平成28年5月知的財産戦略本部決定）においては、「デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑み、新たなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から、柔軟性のある権利制限規定について、次期通常国会への法案提出を視野に、その効果と影響を含め具体的に検討し、必要な措置を講ずる。」こととされている。

\*2 「次世代知財システム検討委員会報告書」（平成28年4月 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 次世代知財システム検討委員会）11～13頁

\*3 詳細は、「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム審議経過報告」（平成27年度第9回文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会配布資料2-1）を参照（URL：[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27\\_09/pdf/shiryo\\_2-1.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27_09/pdf/shiryo_2-1.pdf)）。

る規定の柔軟性が我が国の社会に及ぼす効果及び影響等に関し、多面的かつ専門的な考察を経て、これを具体的に明らかにすることを目的としている。

## 2. 事業の内容

### 1) 調査研究の内容

著作権法における権利制限規定において「柔軟性」を高めることの持つ意味を明らかにするとともに、「柔軟性」をどのように高めれば権利者、事業者や利用者といったステークホルダーにどのような影響や効果が生じるのかという点について、以下の方法で調査・分析を行う。(なお、以下に掲げる内容は一例であり、1. で記載した事業の趣旨を適切に具体化するものであれば下記に掲げる内容以外の調査・分析を行うことも可能とする。)

- (i) 権利制限規定において「柔軟性」が高まることで、具体的な法規範の定立の時期(すなわち、具体的な事案に対して著作権者等の許諾が必要となるかが判断できる時点)が事前(立法)から事後(司法)に移行することが、ステークホルダーの行動に与える影響の調査・分析
  - 正の効果に関する分析。すなわち、権利制限規定において「柔軟性」の高い権利制限規定を整備することで、「柔軟性」の低い権利制限規定を整備することに比べて、本来公正な利用と評価されるべき利用行為がどの程度促進されるかという点に関する調査・分析
  - 負の効果に関する分析。すなわち、権利制限規定において「柔軟性」の高い権利制限規定を整備することで、「柔軟性」の低い権利制限規定を整備することに比べて、権利者の権利行使コストがどの程度増大するか、刑事罰の抑止力に与える影響、事業者や利用者の萎縮効果がどの程度増大するかという調査・分析。
- (ii) 権利制限規定において「柔軟性」が高まることで、具体的な法規範の定立において果たす役割の比重が立法府から司法府に移行することの効果と影響に関する調査・分析
  - 我が国の統治機構を巡る制度の考え方及び実態を踏まえ上で、司法府と立法府がルール形成においてどのような役割を果たすべきかに関し、憲法学、政治学や公共政策学等の観点から調査・分析
- (iii) 権利制限規定の「柔軟性」と刑法体系及び著作権関係条約との整合性との関係に関する理論的分析
  - 著作権法における権利制限規定の「柔軟性」の度合と刑法体系や著作権関係条約との整合性の関係に関し、どのようなものであれば整合性が確保されることとなるのか及びその根拠について、法学的見地から調査・分析を行う。

### 2) 調査研究の体制及び方法

調査研究の体制としては、本調査研究を的確に遂行するために考察が必要な学問領域・分野について識見を有する研究者の協力・参画を得ることとする。想定される学問領域・分野としては、少なくとも、著作権法学、法社会学、法と経済

学、憲法学、政治学、公共政策学、刑法学、米国法が考えられる。

調査研究の方法については、少なくとも国民や事業者等を広く対象とした社会調査を行うこととし、加えて、特に深い関係を有するステークホルダーに対するヒアリング調査等の適切な手法も組み合わせて実施するものとする。また、米国の統治機構、法体系や体制、関係判例の分析を含め比較法等の研究を合わせて行うものとする。

調査研究の実施にあたっては、随時その進め方等について文化庁長官官房著作権課と相談し、受託機関はその結果に従って適切に事業を遂行するものとする。

### 3) 研究成果報告等

調査研究の内容をとりまとめ、報告書にまとめるとともに、その要旨をまとめた資料を作成する。（提出部数等については、「3. 成果物の提出」を参照）

なお、報告書による報告のほか、文化審議会著作権分科会（同分科会の下に置かれる小委員会等を含む。）等において調査研究の検討結果を報告することが求められた場合には、受託機関が対応するものとする。また、調査研究の途中において検討経過の報告が求められた場合についても同様とする。

3. (略)

4. (略)

5. (略)

(以 上)